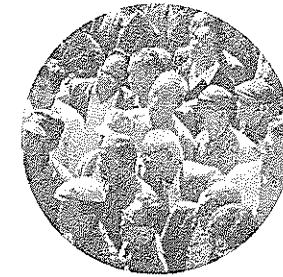


## ■きょうの話題・あすの話題



## 高知空港拡張問題



ら出されていた「空港拡張反対」の請願を、  
十七対九で不採択と決めた。

## 反対請願を不採択

## 市議会に権限ない

贊成十七票 反對九票



市議会は四月十日、田村・岩・大塙の三地区からそれぞれ出されている請願「高知空港拡張反対について」に結着をつけるため、臨時議会を開きました。

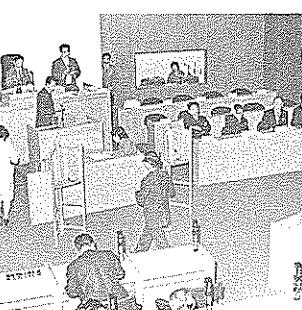
空港問題は、反対住民の請願をうけて四十六年十二月、市議会に高知空港対策調査特別委員会（橋本二三委員長）を設置。騒音、用地、周辺対策などを調査。継続審議のまま約二年三ヶ月を経過、この四月四日、十人の委員のうち八人が出席して採決。四対三といふわずかの差で、不採択をきめたあと、本会議にかけられたもの

市議会の始まる午前十時には、反対市民連合など市民約百人が聴に詰めかけ緊迫したなか、土屋議長が開会を宣したあと、橋本特別委員長が「必要性が認められたも議会の権限、能力の及ぶものと及ばないものがある。地方自治法第一百四十四条の行政実例で、当該地方公共団体の権限外の事項についての請願は受理を拒むことは、できないが、不採択のはかないとしている。高知空港の拡張は、国政、県政の事業で、市の事業ではない。法的に中止させる権限をあたえられていない。住民が生活基盤を失い、将来にわたって騒音被害の被害を受けることに対し、公的性のゆえをもつて忍耐をしいることは許しがたい。委員の中には採択すべきだと意見もあつたが機関意思の決定としては不採択と

セミナーノミネート」と報告  
続いて質疑 討論に入り、今井  
堀川、小沢の三議員が、抗戦反対  
の立場から「世論調査や騒音調査  
など十分行なわれていない。なぜ  
結論を急ぐのか。法的な解釈にし  
ても国際的、外交的なものは権限  
外としても、市に所在する空港の  
拡張で、市民に直接かかわること  
だ。権限のないはずはない。権限  
外を理由に不採択とするのは住民  
不在のごまかしだ。」「地方自治  
法の精神をまげた解釈で、市民の  
唯一の権利である請願を不採択に  
するための理由でしかない。仮り  
に権限外としても、請願書の出さ  
れたとき住民に示すべきで、二年  
三ヵ月もたって不採択とし、住民  
に請願の機会を与えないのは住民  
への背信行為だ。」など、きびし  
い意見が出されました。

## 市民不在の暴挙だ！

## 反対市民連合ら怒る



この間、傍聴席から「何も調査していないじゃないか」「賛成討論はないか」「賛成がなければ、みんな反対じゃないか」などのヤジが飛び、再三議長から静止されると決めました。

5月3日憲法記念日

わたしたちは憲法を日常の暮らしや市政にかかわりない何か遠い存在のように思いがちですが、まさに、市の政治をよくするには、市の政治のもとになつている憲法を知ることが大切であり、くらしの中から憲法を考えていくことが大切です。

惨たんたる焼土の中から第二次世界大戦の反省として、不死鳥のように新らしく飛び立った憲法、憲法の柱である国民主権、基本的人権、平和主義を発展させ、憲法を「くらしの中に生かし、育て、守る」ために市民みんなで考え行動しないものです。

たことで、反対市民の動搖もはげしく、「住民サイドで調査、市民の立場で結論を出す」といって、別委が、三月二十日、急に権限外をもち出し、不採択としたのは市民不在の暴挙だ。市民の前で賛否の意思表示をせず、無記名投票とはなにことか。」と怒りをぶちまけていました。

昨年は市長選挙などがからまり停滯していた空港拡張問題ですが、「拡張絶対反対」を旗印に多数の市民から支持された杉本市長、市議会をはじめ、議員たる市民が、市議会の権限外として、不採択を決めた市議会――



月供用開始をまことに、いろいろの問題をからませながら、市議会の不採択決定で、新しい局面に向かふたといえそうです。

【参考】  
**憲法第十六条** 何人も損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正、その他事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

**請願法第三条** 請願書は、請願の事項を所管する官公署にこれを提出しなければならない。（以下略）同第四条 請願書が誤つて前条に規定する官公署以外の官公署に提出されたときは、その官公署は、請願者に正当な官公署を指示し、又は正當な官公署にその請願

第二章 一九三六年十二月六日  
擴張、反對期成同盟 代表委員有泥

は請願書に正当な官公署を押捺し、又は正当な官公署にその請願

## 【不採択となつた請願】

【参考】

民の犠牲のみを強いて、  
ものがなく。騒音公害は  
限界を一えた。阻止する  
する。

(要旨) 祖先伝來の家屋、農地をとりあげ、生活基盤を失わせ、住民に終生騒音の苦痛を与える。一名の犠牲者も出さないという県の説明は納得できない。市議会で披張計画を阻止されたい。

**地方自治法第二百一十四条 普通  
書を送付しなければならない。**  
地方公共団体の議会に請願しよう  
とする者は、議員の紹介により請  
願書を提出しなければならない。  
**行政実例** 請願は、明らかに當  
該地方公共団体の事務に関する事  
項ではないと認められる場合にお  
いても、受理を拒むことはできない  
と解するが、採択不採択は議会  
において決定すべきものである。  
(昭和二十五年十二月 地自行發)